



令和7年5月23日（金）開催

令和7年度第2回寒川町スポーツ推進審議会

答申書

寒川町スポーツ推進審議会

寒ス審第1号
令和7年5月23日

寒川町長 木村 俊雄 様

寒川町スポーツ推進審議会
会長 及川 栄



答 申 書

1 審議会の提言

令和7年5月12日付け、寒ス第9号にて諮問のありました、(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想(仮称)相模川一之宮公園整備に係る基本計画(案)(以下「諮問案」という)について当審議会において審議を行った。

審議にあたっては、スポーツ推進の視点を念頭に置き、さらに地方創生の視点を加え多角的な検討を行った。

この審議の結果、次の理由から諮問案は適当であると答申する。

2 答申理由

諮問案が掲げる策定の目的について、町の各種関連計画との整合性について確認したところ、寒川町スポーツ推進計画等の上位計画及び寒川町まち・ひと・しごと創生総合戦略等の関連計画の内容に沿った考え方をとっており合致していることが確認できた。

町において人口減少期を見据えた地方創生に向けた前向きな取り組みが進められている中、全国的にもまれな公共施設と公園が一体となったストリートスポーツ関連施設を活用した取り組みは、若年層を中心としたスポーツ人口及び関係人口の獲得に大きく寄与すると考える。

近年、ストリートスポーツは、オリンピックを通じた日本人選手の活躍もあり、全国的にも人気が高まっている。さらに、町内における競技人口も増加傾向にあるなど、機運の高まりが拡大傾向にあり、また、世界トップレベルの選手が移住している我が町にとっても大きな好機であり町特有の強みを最大限に活かした取り組みを進めることができると言える。

諮問案が、全ての町民が安全に、楽しく利用できる施設であること、周辺的生活環境への配慮にも適切な対応がなされること、自然景観を楽しむことができる空間を提供し訪れる全ての利用者が憩える場が整えられること、資金面においても多角的かつ十分な検討がなされていること、用地、整備費、ランニングコストについても相応の検討がなされ確実に整備、

運営がなされることが確認できた。これらを総合的に判断し、本答申の理由とするものである。

3 今後の取り組みについて

諮問案で示された事業は町にとって、また、スポーツ推進としても大変、効果が大きな事業となるものと信じている。

については、本答申をふまえた上で、(仮称)寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想(仮称)相模川一之宮公園整備に係る基本計画が策定され、それらをもとに本件事業が着実に進められ、当初の目的が果たせるよう実行されたい。

なお、事業実施にあっては、次の点にご留意の上、取り組みを進めていただきたいと考える。

新たな視点として「ストリートスポーツ」を積極的に活用し、地域の魅力を引き出すという発想のもと、これを活かす基盤を確立し、持続可能で魅力あふれる町づくりを実現されたい。

そのためにも、ストリートスポーツ関連団体、組織及び他のスポーツ団体との協力・連携を深め、支える体制を充実することで、本件事業の効果を最大化し、その目標である関係人口の増加を目指すことが重要である。

ぜひ、町全体が一丸となって取り組むことのできる仕組みを創出し、地域全体の活性化を図られたい。

本審議会はその責務を全うするため、引き続き本件事業の今後の取り組みについて注視していく。